

令和4年(ヒ)第428号 株主総会招集許可申立事件
申立人 リ・ジェネレーション株式会社
利害関係参加人 株式会社ナガホリ

上申書

2023年3月3日

東京地方裁判所民事第8部非訟係 御中

申立人代理人 弁護士 戸田裕典

同 弁護士 鈴木多門



頭書事件につき、申立人は、2023年3月16日に開催予定の利害関係参加人の臨時株主総会に關し、利害関係参加人による2023年2月21日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する株主提案についての「質問状」への回答の受領に関するお知らせ」と題するリリース並びに同臨時株主総会にかかる「臨時株主総会招集ご通知」及び「臨時株主総会招集ご通知 補足説明資料」と題する書面に対し、添付のとおり抗議文を提出いたしましたので、その旨上申いたします。

貴府におかれましては、何卒、利害関係参加人に対するご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

以上

添付資料

抗議書(写し) 1通

2023年3月3日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

同 今野 渉 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕典

同 鈴木 多門

TEL: 03-6435-5689

FAX: 03-6435-5699



抗議書

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、2023年3月16日に開催予定の貴社臨時株主総会（以下「本件総会」といいます。）に関し、貴社による2023年2月21日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する株主提案についての「質問状」への回答の受領に関するお知らせ」と題するリリース（以下「本件リリース」といいます。）並びに貴社が同年3月16日に開催予定の臨時株主総会にかかる「臨時株主総会招集ご通知」（以下、単に「招集通知」といいます。）及び「臨時株主総会招集ご通知 補足説明資料」と題する書面（以下、単に「補足資料」とい、本件リリース、招集通知及び補足資料を総称して「本件リリース等」といいます。）に対し、以下のとおり、強く抗議いたします。

なお、当該抗議書につきましては、貴社株主様の投資判断に重要と思料いたしますので、他のやり取りにおける書面と同様、継続的に開示いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

1 当社の回答状況について

貴社は、貴社からの質問状に対する当社の回答状況について、本件リリースでは「当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留めるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多数含まれているほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとする」と、補足資料では「当社はリ・ジェネレーションへ質問状を送付し、株主の皆様のご判断に有用・必要と考えられる事項の回答を求めておりますが未回答の事項が多くあります」と、それぞれ指摘されております。

しかし、貴社からの各質問は、当社が擁立する候補者の粗探しや個人攻撃のための材料探しを目的とすると考え得るものばかりで、徒に当社を困惑させ、そのような回答不要の質問に対して当社が回答しないことを取り上げて上記のような批判を浴びせるのは、極めて不当な印象操作であり、公正な議決権行使が求められる臨時株主総会の招集手続として許されるものではありません。このように、「合理的理由」が皆無の貴社のご質問に対する無回答の「合理的理由」は、まさに、貴社のご質問に合理的理由がないことにあります。それにもかかわらず、「合理的な理由もなく回答を拒絶」などと非難されるいわれはなく、大変遺憾です。

また、貴社自身も、2023年2月27日付「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」にて弁明される以前は、従前の当社からの質問事項に対し、回答拒否又は質問自体を黙殺することで回答を事実上回避されておりましたが（なお、別途書面をお送りする予定ですが、貴社が2023年2月27日付で開示された「リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」の内容もまた極めて不十分なものであり、実質的に何ら回答していないのと等しいと言わざるを得ません。）、そのような状況においてもなお、いかなるお立場で当社を批判されているのか、理解に苦しむところです。特に、当社の臨時株主総会招集請求書との関連でいうと、貴社が、当社が指摘する以前から作成していたと強弁され続けている中期経営計画が、真実、当社が指摘する以前から作成されていたことを証明する客観的な事実をお示しいただくことや、仲庭時計店において先行する複数の不祥事が発生していたにもかかわらず、なぜ貴社のリリースにおける不祥事④の原因として記載されているような内部統制の著しい不備（「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」）がそのまま放置されてしまっていたのか、そして、貴社が回答を拒否された当該各不祥事における個別の損害額（弁護士費用等の解決に要した費用を含みます。）、さらに、貴社が仲庭時計店の業績悪化の理由としてご説明されていた「複数の突発的な要因」について、（大口取引先の営業方針の大幅な転換及び上記不祥事以外の）突発的事象の具体的な内容といった点については、まさしく、一般株主の皆様において上記議案を判断するに当たり、重要な判断材料となります。それにもかかわらず、前記回答書面以前の段階で貴社から誠実なご回答を頂いていなかったのは、貴社が一般株主の皆様を日頃より軽視し、自己に都合の悪い部分を包み隠そうとする悪質な隠蔽体質の証左に他なりません。

しかも、補足資料13頁では、当社が貴社のご質問に合理的理由がないことを理由として回答を差し控えているにもかかわらず、当該事実を捨象した上で赤字かつ太字で「回答なし」と明記し、あたかも当社が不合理に回答を拒絶したかのような悪印象を与えるものとなって

おります。このような記載は、公正な議決権行使が行われなければならない貴社の株主において重大な誤認を生じさせるもので、虚偽記載と考えられますので、委任状勧誘規制（金融商品取引法施行令 36 条の 4）の趣旨にも悖るものとして到底許されるものではありません。

貴社におかれましては、即刻、上記記載の訂正をしていただきますよう、強く要請いたします。

2 招集通知における「本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について」の記載について

貴社は、招集通知 5 頁において、「本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について」と題する箇所を設け、あえて当該部分を太枠線で囲って強調した上で、「株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下のご連絡先までご連絡ください。」との文言を、太字かつ下線付きで強調して表現されております。

上記記載は、一般の株主から見れば、あたかも当社が貴社に対して誓約した事項を破る可能性が高いかのような悪印象を与え、むしろ、一般株主の公正な議決権行使が不当に歪められるおそれのあるものです。貴社自身、本件総会に係る株主名簿閲覧謄写請求事件及び臨時株主総会招集許可申立事件において、一般株主の公正な議決権行使を不当に歪めるような行為を厳に慎むよう当社に幾度となく指摘されていたにもかかわらず、あろうとか、自身で一般株主の公正な議決権行使を歪める行為に走るとは、当社としても驚きと怒りを禁じ得ません。貴社におかれましては、即刻、当該記載の訂正ないし削除をしていただきますよう、強く要請いたします。

3 招集通知における長沢伸也取締役の解任理由に関する記載について

貴社は、招集通知 18 頁において、「提案株主は、そもそもなぜ同氏を解任すべきなのかという理由すら全く示すことができていません。」と記載し、同頁の注意書きにおいて、「不誠実な情報開示の姿勢」が当てはまる旨言及しているに過ぎません。しかし、これは、当社による長沢取締役に関する言及部分をあえて注意書きに落とすことで、一般株主においてあたかも当社が長沢取締役の解任理由を一切示していないかのような誤解を与えるものとなっており、不当な印象操作です。そもそも、当社は、臨時株主総会招集許可申立事件の主張書面（4）において、

「長沢氏については、本件一連の申立人（＝当社）と利害関係参加人（＝ナガホリ）とのやり取りが開始された後に開催された 2022 年 6 月開催の定時株主総会において選任された取締役であるが（なお、選任決議に対する賛成割合も 64.7% と決して高いといえない）、現経営陣の支持を受けて候補者となり就任するに至っていることに加え、就任以前から、長沢氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と利害関係参加人との間で「ブランドアドバイザリー契約」が締結されており、利害関係参加人の取引関係にあったことを踏まえれば、長沢氏が現経営陣の経営方針ないし責任不要論に与しやすい人物であることは明白であり、申立人が希望する利害関係参加人グループ全体に対する他の不祥事事案の有無

及び内部統制の有効性の確認のための調査手続等に対して消極的な態度を示す可能性が高く、社外取締役としての独立性にも疑義があると言わざるを得ない」

と言及しているとおり、提案理由を明確に示しております。このようにして、当社が非訟事件の主張書面において言及することとなった経緯は、貴社もご存じのとおり、当社の臨時株主総会招集請求書の提案理由の記載に関して貴社から不十分であるとの指摘を受けたことから、同事件の期日において、主張書面にて提案理由を補充することが合意されたというものであるため、当然ながら、招集通知においても、当社の提案理由として考慮されなければならない事項です。それにもかかわらず、当該事項を捨象してあたかも当社が長沢氏の解任理由を一切示していないかのような印象を与える同記載は、招集通知における虚偽記載と同視し得るものであって、到底許されるものではありません。したがいまして、貴社におかれましては、即刻、当該記載の訂正ないし加筆をしていただきますよう、強く要請いたします。

4 中期経営計画に関する事項について

貴社は、招集通知において、貴社が2022年9月29日に公表した中期経営計画に関し、「少なくとも本請求書面における上記記載は、提案株主の明らかな事実誤認であり、ひいては、提案株主が当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないのではないかと疑わざるを得ません。」との記載があります。また、これに関連して、補足資料7頁においても、「本総会の請求書面において「中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており」と明らかな事実誤認を記載」と記されております。

しかし、当然ながら、当社としては、臨時株主総会招集請求時において貴社が中期経営計画を公表していたことは把握していたものの、貴社が2022年9月に至るまでその公表を頑なに拒み続けていたことから、真実、貴社が「存在する」と明言していた中期経営計画（ここでの「中期経営計画」は、貴社が2022年9月に公表した中期経営計画とは異なるものです。）が存在しないのではないかとの疑いを払しょくすることができず、上記記載となったものです。したがって、決して、当社による「事実誤認」ではなく、むしろ、当社が事実誤認を犯したと事実誤認しているのは貴社の側ではないでしょうか。あるいは、これまでの貴社とのやり取りを踏まえれば、あえて事実誤認を装っている可能性すらあると言わざるを得ません。

ましてや、貴社による事実誤認に基づいて当社が「当社（注：株式会社ナガホリ）の企業価値の向上に何らの興味も関心もないかつ具体的な経営方針を持ち合わせていない」（補足資料7頁）などと言われる筋合いは、皆無です。

この点で、招集通知及び補足資料の各記載は大きく誤っておりますので、虚偽の記載であり、即刻その訂正ないし削除を求めます。

なお念のため、貴社及び貴職らがこの点について、いかに不当な印象操作を行っているかを示すべく、臨時株主総会招集許可申立事件における当社の主張書面（3）における記載を

以下に記載いたします。

「申立人（＝当社）が利害関係参加人（＝ナガホリ）の中期経営計画を見落としていたなどといった利害関係参加人の言いがかりが事実無根であることは、2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」（甲16）に、わざわざ（利害関係参加人が）「2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。」（2頁）と記載していること、何より、2022年10月26日付「回答書兼質問状兼要望書」（乙32）の11頁以下において、

『回答書（7）でも述べましたが、貴社が当社の指摘を受ける前から既に中期経営計画（以下、便宜的に「旧中期経営計画」といいます。）は策定していたと強弁される一方、2022年7月14日付「質問状（6）」において「詳細の開示を行うことを決定」していると説明したにも関わらず、2か月以上も開示を拒み、同年9月29日に至って漸く貴社は中期経営計画（以下、便宜的に「新中期経営計画」といいます。）を開示するに至りました。そして、当社は、再三に亘って、実は「中期経営計画」と呼べるような資料など当初から策定されていなかったにも関わらず、それを糊塗するために、新たに多額の費用をかけて外部の専門家に依頼して、後付けでその根拠や裏付けとなる数値の積み上げ作業が行われることは、全くの無駄な行為ですから絶対にお止め下さいと申し上げております。』

さらには、これに続けて、「（2）中期経営計画について」との見出しのもと、『上記（1）でも述べましたとおり、貴社は（当社からの再三の指摘・要望に応じて）2022年7月14日に、（既に策定済みの）中期経営計画の開示を決定した旨ご説明されており、そこから2か月以上も経過した同年9月29日に至って、当社の指摘を受けてから新たに作成されたであろう新中期経営計画を開示されたわけですが、依然として、旧中期経営計画については開示されておりませんので、早急にこれを開示してください。貴社はこれまで繰り返し、業績予想の下方修正を繰り返しては株主を失望させ続けてきたのですから、一体、どの項目に関する売上・利益についての見積りが不正確ないし見通しが甘かったのか、旧中期経営計画と実績値を比較することで、下方修正の原因を分析・把握する必要がございます。また、旧中期経営計画と新中期経営計画でどこがどう具体的に変わったのかも把握する必要がございます。その上で、貴社は、当社からの質問に対し、「これまでの中期経営計画の概要については、同年6月14日付け『第61期定時株主総会招集ご通知』6頁の『対処すべき課題』の2段落目以降が該当」する旨述べられており、また、新中期経営計画の2枚目においても、「事業報告等で計画の概要は既にお伝えしております」と述べられておりますが、新中期経営計画を踏まえて何度も確認しても、「中期経営計画」の言葉はおろか、「計画」の言葉も見当たらず、その見出しのとおり、単に貴社の対処すべき課題が淡々と記載されているだけでした。やはり、これまでの中期経営計画の開示に対する貴社の極めて消極的かつ不自然な態度に鑑みますと、当社が、貴社において中期経営

計画が策定・公表されていないことを初めて指摘した 2022 年 5 月 27 日付「回答書(3)」の時点において、真実、貴社では中期経営計画の策定が行われていなかったと考えざるを得ません。いずれにしても、(新中期経営計画の方ではなく) 旧中期経営計画の点に関する貴社のご説明は、当社からの質問事項に対する回答の体をなしておりません。中期経営計画の点については、まさに貴社において「回答できる範囲」内にある事象であることは明白ですので、大至急、旧中期経営計画を開示していただくことを求めます。万が一、それがなされないのであれば、大変残念ではありますが、当初より、旧中期経営計画は存在していなかった、現経営陣は長きにわたってその策定を懈怠されていたものと判断させていただきます。」

と、ここまで明確に、申立人が新中期経営計画の存在を認識した上で、旧中期経営計画の開示を求めているにもかかわらず、新中期経営計画の存在を見落としていたなどということなどあり得ないことは火を見るよりも明らかである。上記のようなやり取りを自ら目の当たりにしているにもかかわらず、新中期経営計画の存在を見落としているなどと何の躊躇もなく強弁できる利害関係参加人(現経営陣)の主張が誤りであることは勿論のこと、この点に限らず、現経営陣の主張全体として信用することができない。」

5 推測に基づく記載について

貴社は、招集通知及び補足資料において、当社ないし当社が擁立した取締役候補者を非難・攻撃する事実を延々と並べ、貴社の取締役としてふさわしくない旨力説しております。しかし、その内容は、マルチビジネスへの関与の有無や各候補書と尾端氏との関係性など、いずれも、貴社が当社に対して 2023 年 2 月 8 日付にて行った質問状と同様のものであって、貴社にとっては、当社に対して質問しなければ判然としない不確かな事項であることが一目瞭然です。すなわち、貴社が当社に対する攻撃材料としている事実のほとんどが、貴社の単なる推測に基づくものであって、「長年に亘ってマルチビジネスに関与」(補足資料 9 頁)、「尾端氏の影響下」(補足資料 10 頁) といった断定的な記載を、公正な議決権行使が求められる株主総会の招集通知や補足資料において行うこと自体、許されるべきものではありません。

さらに、補足資料 9 頁においては、ARK の特別顧問及び顧問税理士であったに留まっていた菅原氏及び吉澤氏についても、「マルチビジネスに関与」などと、赤枠の白字で強調して記載し、あたかも同人らがマルチビジネスの業務に直接関与していたとの誤認・混同を狙ったとしか思えない誤った記載に及んでおります。このような記載を躊躇なく展開する一方で、仲庭時計店で起こった数々の不祥事に関しては、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏が自ら同社の役員を務めていたにもかかわらず、その一切の責任を不問とされている貴社経営陣の態度は背理というほかありません。

繰り返しますが、貴社自身、公正な議決権行使を確保すべく株主名簿閲覧謄写請求事件や臨時株主総会招集許可申立事件において当社と主張を戦わせており、公正な議決権行使を確保するという点については、当社も認識を共有していたつもりです。しかし、この期に及んで、貴社の側で公正な議決権行使の歪曲化をもたらすような記載を招集通知や補足資料において展開していることに、当社としては驚きを禁じ得ず、ただただ戸惑うばかりであ

ります。

したがって、不確実ないし推測にしか基づかない事項については、確定した情報ではありませんので、即刻、招集通知及び補足資料の該当部分を訂正ないし削除していただきますよう、お願い申し上げます。

6 補足資料の配色について

補足資料は、全体として、貴社の提案議案ないし主張については貴社のコーポレートカラーで、当社の提案議案ないし主張についてはグレーで、それぞれ配色されておりますが(3、5及び7頁)、これは、一般株主において、当社の提案議案ないし主張が劣るものであるとのイメージを不当に植え付けるものであって、許されません。分かりやすく配色するということであれば、他の配色方法でも十分に可能であるにもかかわらず、あえて上記のような配色をする点で、不当な印象操作との誹りは免れません。

したがって、補足資料の配色の変更についても強く求めます。

7 貴社との面談についての記載について

貴社は、招集通知において、「提案株主は、当社代表取締役と提案株主の代表者のみの1対1の面談に固執し、……合理的な理由なく当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診に応じなかった」と記載し、また、補足資料においても、貴社が当社に対して面談を打診したにもかかわらず当社が「当社代表取締役と尾端氏のみの1対1の面談に固執し、取締役候補者全員と当社取締役との面談の設定を拒否」したとして、太字にて「面談の設定を拒否」(「拒否」については赤字)との記載を行っています。

しかし、これまで何度も申し上げているとおり、当社ないし当社代表者である尾端としては、急遽の協議依頼がされた中にあって、最大限、都合を融通し、また、公平を期したご提案をさせていただいたものと理解しておりますので、当社による具体的な拒否理由を捨象して、当社が面談を合理的な理由なく拒否したとのご説明は、事実を矮小化したものであり、そのような謂れのない指摘を受けることは大変遺憾です。

しかも、その虚偽の事実を、あろうことか招集通知や補足資料にて記載するなど、上場会社の取締役会としてあってはならないものであり、不当な印象操作以外の何物でもありません。そして、貴社(長堀慶太氏)が、当社が対案として提案した、当社代表尾端との1対1の面談を「拒否」されたことは紛れもない事実です。貴社におかれましては、この件についても、即刻の訂正ないし削除をしていただきますよう、お願いいたします。

8 本件リリース等の開示以後の貴社のリリースについて

貴社は、本件リリース等を2023年2月21日ないし同月22日に開示して以後も、立て続けに、同月24日付で「株式会社ナガホリに対する株主提案に関する反対声明」を、同月27日付で「リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する追加質問状(1)」及び「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」の送付に関するお知らせ」を、同月28日付で「リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する追加質問

状（2）」の送付に関するお知らせ」をそれぞれ開示し、当社に対する誹謗中傷にも値する攻撃的非難を続けています。

当然ではありますが、貴社は上場会社ですので、株主としては、上場会社が開示する各種文書の内容を強く信用し、貴社ホームページにおいて開示資料を詳細に確認することとなります。しかし、このような連日の開示により行われているのは、もっぱら上記のような誹謗中傷にも値する当社に対する攻撃的非難や愚問にも値する無意味な質問に尽き、本件総会に当たって貴社がどのような展望で今後どのような事業を展開していくのか、どのように業績を立て直し、貴社をどのような方向に導いていくのかという、真に貴社の株主が知りたい情報は、当初の招集通知関連書類以外は皆無です。

すなわち、上記のような貴社の異常なまでの情熱は、株主にとって真に必要な貴社の経営に関する情報ではなく、当社ないし当社が擁立する候補者らの取締役としての不適格性を株主に印象付ける、まさに「印象操作」に向けられ、これ自体は、貴社の株主が真に望むものとは到底考えられませんし、そのために貴社の貴重な資金と時間を浪費し続けることは貴社の企業価値及び株式価値の毀損をもたらすものであり、貴社経営陣の任務懈怠責任につながるものというべきです。

その点、当社は、貴社を誹謗中傷することなどせず、淡々と真実に基づいて貴社を批判し、貴社の経営成績ないしブランド価値がよりよい方向に進むようアクションを続けているのですから、いずれが貴社の今後の経営を担うにふさわしいかは明白です。

9 結語

以上のとおり、貴社の近時の開示ないし言明は、終始、当社ないし当社が擁立する候補者に対する誹謗中傷とも受け取ることができる非難に尽き、印象操作を行っていることは明らかです。

そこで、当社といたしましては、公正な臨時株主総会を実現させるべく、貴社の上記対応に対して強く抗議の意思を示すとともに、貴社に対しては、紳士的な対応に改めていただきますよう、心よりお願い申し上げます。また、配布済みの補足資料については、上記削除ないし訂正のほか、各株主からの回収もしていただきますよう、強く要請いたします。

なお、補足資料につき、事実と異なる、或いは、貴社の単なる推測に基づく記載が多々ありますので、修正及び反論の要旨を追記したものを添付いたします。

以上